

島根原子力発電所第1号機の工事計画の変更届出についての確認結果

(届出概要)

1. 届出者及び届出年月日等

届出者：中国電力株式会社 取締役社長 荻田 知英

届出年月日等：

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく届出)

平成26年 1月10日 (電放安第47号)

(電気事業法に基づく届出)

平成26年 1月10日 (電放安第48号)

補正年月日等：

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく届出)

平成26年 2月 6日 (電放安第51号)

(電気事業法に基づく届出)

平成26年 2月 6日 (電放安第52号)

2. 発電所の名称及び位置

名称：島根原子力発電所

位置：島根県松江市鹿島町片匂

3. 発電所の出力及び周波数

出力： 2, 653, 000 kW

第1号機： 460, 000 kW (今回届出分)

第2号機： 820, 000 kW

第3号機： 1, 373, 000 kW

周波数：60 Hz

4. 届出範囲

放射性廃棄物の廃棄施設

1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項

(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料

5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

放射線管理施設

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

- 3 生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、原子炉遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料
- 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
 - (1) 品質保証の実施に係る組織
 - (2) 保安活動の計画
 - (3) 保安活動の実施
 - (4) 保安活動の評価
 - (5) 保安活動の改善

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事（放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設）

内容：固体廃棄物貯蔵設備の生体遮蔽装置（補助遮蔽）の改造
（固体廃棄物貯蔵所D棟南側及び西側外壁の構造変更）

6. 変更の理由

島根原子力発電所の固体廃棄物の発生量の増加に対応するため増設工事を実施している固体廃棄物貯蔵所D棟について、工事計画の届出（平成24年2月6日付け電放安第32号）をしていたところであるが、密度管理したコンクリートで生体遮蔽装置（補助遮蔽）を施工すべきところを密度管理していないコンクリートにより施工したため、生体遮蔽範囲を変更することにしたことから、工事計画の変更の届出を行うものである。

(確認概要)

1. 確認内容

今回の届出に係る工事計画変更届出書本文、発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書、耐震性に関する説明書、生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書及び図面等に加え、参考資料のとおり中国電力から追加で届出のあった内容も併せて確認した。

確認した結果、以下のとおり核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第3項第1号に規定する発電用原子炉の設置の許可との整合性、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）」（以下「技術基準規則」という。）に適合するものであること、さらに、同項第3号に規定する「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第8号）」（以下「品質基準規則」という。）に適合するものであることを確認した。

また、人が常時勤務し、又は頻繁に出入りする工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書、安全避難通路に関する説明書、通信連絡設備に関する説明書、及び非常用照明に関する説明書が添付されているが、本変更届出の工事は、固体廃棄物貯蔵所の生体遮蔽範囲を変更するものであり、上記説明書は当初の届出（平成24年2月6日付け電放安第32号による工事計画届出）から内容に変更はないことから、技術基準規則の規定の適合性に影響を与えるものではない。なお、発電用原子炉施設全体の放射線管理、安全避難通路等の新規制基準適合性に係る審査については、「資料1 新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について」（第14回原子力規制委員会（平成25年7月10日開催））に基づき、別途行うこととする。

- ・ 発電用原子炉の設置の許可との整合性については、届出に係る内容が、中国電力島根力原子力発電所原子炉設置変更許可申請書の本文及び添付書類八（平成17年4月26日許可）に記載した固体廃棄物の廃棄設備の設計方針の変更を要するものに該当しないことから、設置の許可に抵触するものではない。
- ・ 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去については、追加施工部分の設計条件に基づき、敷地境界での線量計算及び遮蔽壁評価を再評価した結果、評価結果に影響がなく放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有していること、開口部及び貫通部において、一時的遮蔽の設置等の放射線の漏えい防止措置が考慮されていること、また、補助遮蔽中のガンマ線によるコンクリート壁での温度上昇は無視できる程度であり、強度に影響はないことから、技術基準規則第42条（生体遮蔽等）の規定に適合する。

- ・放射性廃棄物の廃棄施設及び放射線管理施設の耐震性については、既設の固体廃棄物貯蔵所D棟（以下「D棟」という。）の外側に追加施工され、遮蔽用コンクリートを鉄筋でつなぐ等を行わず、D棟の耐震構造に影響を与えることはないことから、技術基準規則第5条（地震による損傷の防止）の規定の適合性に影響を与えるものではない。
- ・設計及び工事に係る品質管理の方法については、品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善に係る事項について、安全文化を醸成するための活動、不適合の報告及び処理、業務プロセス、設計管理のグレード分け等を含めて品質保証計画として定めており、品質基準規則に適合する。

生体遮蔽装置の変更を行う原因となった、密度管理を行うべきコンクリートの一部が密度管理されていなかった不適合については、不適合の処理として生体遮蔽装置（補助遮蔽）を新たに設置し、その変更を反映した遮蔽計算、再検証等を行うとともに、是正処置として設計・開発に係る要求事項の内容を見直し、遮蔽要求に関する事項を明確にすることで再発防止を図っている。

また、調達先に対しては、工事の重要度に応じて調達先の評価を行っている。このうち調達管理のプロセスについては、品質保証計画の提出等により管理するとされている。その上で検査としては、自主検査の項目（遮蔽コンクリートの乾燥単位容積質量、コンクリートの打ち上り精度他）、判定基準、工程、体制等を記載した自主検査計画書を作成しており、これに基づき進捗状況の確認等について中間検査、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために最終検査を行うこととしている。

2. 処理意見

本工事計画は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第3項の規定に適合しているものと認められる。なお、電気事業法第47条第3項第1号の原子力安全に係る基準の適合性については、電気事業法第112条の3第2項の規定により、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）」に適合しているものとみなされる。

(参考資料)

中国電力から追加で確認した内容

年月日	概要	備考
平成26年1月16日	工事計画届出書本文の記載、設計及び工事に係る品質管理を含めた全体構成の概要、品質保証計画と保安規定、品質技術基準規則との相違点等について、ヒアリングにおいて事実関係の確認	—
平成26年1月29日	平成26年1月16日のヒアリングを踏まえ、品質保証計画と保安規定、品質技術基準規則との相違点、不適合管理の実施状況等について、ヒアリングにおいて事実関係の確認	—
平成26年2月4日	平成26年1月29日のヒアリングを踏まえ、品質保証計画と保安規定、品質技術基準規則との相違点、不適合管理の実施状況等について、ヒアリングにおいて事実関係の確認	—
平成26年2月6日	平成26年2月4日のヒアリングを踏まえ提出のあった資料について、ヒアリングにおいて事実関係の確認	<提出資料> ：添付 中国電力島根原子力発電所第1号機 工事計画変更届出に係る確認事項について（回答）

中国電力島根原子力発電所

第 1 号機

工事計画変更届出に係る確認事項について

(回答)

平成 26 年 2 月 6 日

中国電力株式会社

1. 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項

Q1-1	今回の変更届出において、当該事項が品質管理技術基準規則等に基づき、品質保証計画を作成していることを示すこと。
------	--

(回答)

品質管理技術基準規則及びその解釈等に基づき本変更届出で適用する品質保証計画を定めています。基準規則との対応関係を添付の比較表に示します。

2. 放射線管理施設

Q2-1	生体遮蔽装置の基本設計方針について、設計基準線量率に関する考え方を説明すること。
------	--

(回答)

生体遮蔽装置は、ドラム缶保管時の放射線業務従事者の受ける線量が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（告示第187号）に定められた線量限度を超えないようにすることはもちろんのこと、放射線業務従事者の立入場所における外部放射線に係る線量率が設計基準線量率を満足する設計するとともに、放射線業務従事者の線量を達成できる限り低減できる設計としています。

なお、ドラム缶保管時における設計基準線量率は、添付書類「V-1-1 人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書」で示しており、添付書類「V-3-1 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての説明書」で設計基準線量率を満足していることを示しています。

2. 放射線管理施設

Q2-2	放射線管理施設の耐震基本方針について、補助遮蔽の外壁の主要寸法の変更を踏まえ、地震力に十分に耐えることができることを説明すること。
------	---

(回答)

変更前の本建物が考慮すべき地震力に対する耐震性を確保していること及び追設する遮蔽用コンクリートそのものは本建物外壁と鉄筋で繋ぐ等の一体化はしておらず、追設する部分に作用する力に対してはそれ自体で耐えるものとなり、耐震構造上本建物外壁に対して影響を与えるものではありません。

また、追加設置する遮蔽用コンクリートは、本建物本体と同様、剛体であるので、地震によるそれ自体の変形はほとんどなく、本建物外壁と隣接していてもお互い及ぼす力は微小です。

したがって、補助遮蔽の外壁主要寸法の変更を踏まえても本建物の耐震性能に悪影響を与えることはなく、地震力に十分耐えることができます。

(補足)

コンクリートの強度はその材料であるセメント、骨材、水の混合割合により決定され、密度には依存しないことから、今回の密度の相違 (2.1g/cm^3 と 2.14g/cm^3) が建物の強度に影響を与えることはありません。

3. 変更の理由

Q3-1	生体遮蔽装置として届出ている外壁の構造変更を行うとした設計変更の理由、考え方を説明すること。
------	--

(回答)

固体廃棄物貯蔵所D棟の生体遮蔽装置として届出ている外壁について、放射線管理施設の基本設計方針に則り放射線業務従事者の線量をできる限り低減するため、生体遮蔽範囲を変更することとし、新たに生体遮蔽装置となる外壁を設置するものです。

4. 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

Q4-1	品質管理計画と本工事との位置づけを説明すること。
------	--------------------------

(回答)

本工事の施工に際しては、本文の品質保証計画に基づいた品質管理を実施します。具体的な管理の内容は、添付書類「V-1-6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に記載しています。

なお、当初の工事計画に基づく工事は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定第3条に定める品質保証計画に基づいて実施していますが、その当時の設計管理や受注者への調達要求について、新基準に照らしても適切に対応していることを添付書類「V-1-6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に記載しています。

4. 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

Q4-2	固体廃棄物貯蔵所のD棟の増築工事において、生体遮蔽として密度管理すべき壁が密度管理されずに施工されていたが、当時、どのような不適合管理が行われ、現在、変更された品質管理の方法ではどのように処置されるのかを説明すること。
------	---

(回答)

本変更届出までの密度管理に関する不適合管理の状況は次のとおりであり、添付書類「V-1-6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の別紙として記載しています。是正処置として、「設計・開発管理基本要領」において、設計・開発のインプット条件となる機能・性能に係る要求事項に、遮蔽要求に関する事項が明記されていなかったことが原因であると特定し、その事項を追記しました。是正処置により、建物設計緒元の設定にあたり、遮蔽要求を確実に確認することができるものと評価しています。

●密度管理されていないコンクリートによる施工に関する不適合管理について

(H26. 1. 10現在)

1. 検出した不適合の内容

(H25. 4. 3) 固体廃棄物貯蔵所D棟の GL 以上ベースマットレベル以下の部分について、本来密度 2.14g/cm^3 以上に密度管理したコンクリートで生体遮蔽装置（補助遮蔽）とすべきところを密度管理されていないコンクリートにより施工した。

2. 不適合の処理

(H25. 4. 3) 不適合管理を実施している設計担当箇所より、関係箇所（遮蔽設計担当箇所、施工担当箇所、工事計画取りまとめ担当箇所、品質保証担当箇所に周知し不適合を識別した。

(H25. 5.27) 不適合を処理するため、次の計画を策定した。

当該部分の建物外周部（GL 以上ベースマットレベル以下）に生体遮蔽装置（補助遮蔽）として密度 2.14g/cm^3 以上に管理したコンクリートを新たに設置することとし、以下を実施する。

- ① 遮蔽設計箇所へ新たに設置する生体遮蔽装置（補助遮蔽）を反映した遮蔽計算を依頼し、遮蔽上影響がないか確認
- ② 新たに設置する生体遮蔽装置（補助遮蔽）を反映した工事計画変更届出書を原子力規制委員会に届け出る。
- ③ 生体遮蔽装置（補助遮蔽）として密度 2.14g/cm^3 以上に管理したコンクリートの追設を工事へ反映するよう施工担当箇所に連絡する。また、再検証として、新たに設置する生体遮蔽装置（補助遮蔽）の施

工図（案）の内容と工事計画変更届出書の記載内容の整合性を確認することとした。

(H25.10.30) 再検証完了

(H26.1.10) 工事計画変更届出

(今後の予定) 工事計画変更届出の確認が終了し、施工担当箇所へ新たな生体遮蔽装置(補助遮蔽)の追設を工事に反映する連絡を行うことをもって不適合の処理が完了する。

3. 是正処置

(H25.11.1) 二次文書「設計・開発管理基本要領」において、設計・開発のインプット条件となる機能・性能に係る要求事項に、遮蔽要求に関する事項が明記されていなかったことが原因であると特定し、追記することとした。

(H25.12.1) 品質保証担当箇所にて改正「設計・開発管理基本要領」を施行（是正処置完了）

4. 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

Q4-3	品質管理の方法等の変更に伴い、変更前の工事をどのように確認、管理しているのかを説明すること。
------	--

(回答)

変更があった品質管理の方法として、品質管理技術基準規則第33条に規定された設計・開発のレビューへの参加者に当該設計・開発に係る専門家を含めることがあり、新基準施行から運用できるよう社内ルール化していますが、変更前の工事における現段階までのレビュー活動についても、設計担当箇所において、当該設計・開発に関する経験及び知識を有する者を含む要員による承認過程でのレビューが実施されています。

他に変更があった品質管理の方法として、調達先への要求事項として技術基準第37条第1項の第4号（不適合報告及び処理）、5号（安全文化醸成活動）及び第3項（要求事項への適合状況を記録した文書提出）を調達先への要求事項とすることがあり、これも新基準施行から運用できるよう社内ルール化しています。

変更前の工事については発注新ルール施行以前に実施しましたが、第37条第1項の第4号については、不適合が生じた場合は速やかに当社に報告することを求め、第3項については、検査成績書や工事報告書等の必要な図書の提出を求めています。また、第1項第5号の安全文化については、要求事項の内容に安全文化の要素を含んでいることを確認しています。

5. 耐震性に関する説明書

Q5-1	規格の適用にあたって、適切に計算されていることの確認はどのように実施されたか根拠をもって説明のこと。
------	--

(回答)

- ・本建物の設計用地震力 S_c (C クラスに適用される地震力) は、耐震クラスが C クラスであることから、層せん断力係数 $1.0C_1$ に基づき設定しています。

(添付書類「V-2-1 届出設備に係る耐震設計の基本方針」参照)

- ・本建物の耐震性を含む耐力については、建築基準法及び同施行令を踏まえて検討しており、設計用地震力の算定、構造計算方法、許容限界(材料強度等)の算定等については、添付書類「V-1-6 設計及び工事に係る品質管理の方法に関する説明書」の「2.3.4 検証方法」に基づき、適切に計算されていることを確認しています。
- ・具体的には、以下の内容について計算ミス等がないことを、当社の複数の者(担当者、副長及び所属長)が調達先に赴き、解析業務実施状況確認についてダブルチェックし、確認しています。その際には、調達先においても解析入力値や解析結果等を主任技術者と照査担当でダブルチェックしていることを確認しています。

また、調達先の品質保証活動の実施状況を確認することを目的として、当社の複数の者(担当者、副長及び所属長)が調達先に赴き社外監査を実施して、不適合事項等の問題がないことを確認しています。

○地震力の算定

建物重量が図面等に基づき適切に設定され、算定に用いる入力値が規格(JEAG4601 及び日本建築学会の各種規準類)に従ったものであることを確認。

○応力解析モデル

建物の応力解析に用いたフレームモデルが図面等に基づき適切に設定され、解析に用いる材料物性値が規格(JEAG4601 及び日本建築学会の各種規準類)に従ったものであることを確認。

○各種材料及び材料の許容応力度

各種使用材料の許容応力度が規格(建築基準法・同施行令, JIS 及び日本建築学会の各種規準類)に基づき適切に算定されていることを確認。

○応力解析

設計用地震力及び建築基準法・同施行令に従って算定した積載荷重等を用いて、各部材に発生する応力を適切に算定していることを確認。

○断面設計

各部材の断面設計が、規格(建築基準法・同施行令及び日本建築学会の各種規準類)に基づき適切に行われていることを確認。

6. 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書

Q6-1	遮蔽壁評価にあたって、遮蔽体及び線源の物質の指定に係る入力条件の考え方、設定根拠を示すこと。
------	--

(回答)

遮蔽壁評価のうちスカイシャイン計算における遮蔽体及び線源の物質としてのベースマット部打設コンクリートの入力条件（物質の密度及び材料）については、下記の設定根拠に基づき設定しています。

物質	材料	密度	設定根拠
ベースマット部打設 コンクリート	普通コンクリート	2.1g/cm ³	当該部分に打設したコンクリートの調合(セメント, 水, 粗骨材, 細骨材の単位容積あたりの重量)を用いて評価式*で算定した密度の平均値を用いた。

* : JASS5N「建築工事標準仕様書・同解説 原子力発電所施設における鉄筋コンクリート工事」(日本建築学会 2001年改定)に記載の評価式

$$W = G_0 + S_0 + 1.2C_0 + w$$

ここで、W: 乾燥単位容積質量(密度) (kg/m³)

G₀: 計画調合における粗骨材量 (kg/m³)

S₀: 計画調合における細骨材量 (kg/m³)

C₀: 計画調合におけるセメント量 (kg/m³)

w: コンクリート中の含水量 (kg/m³)

以上

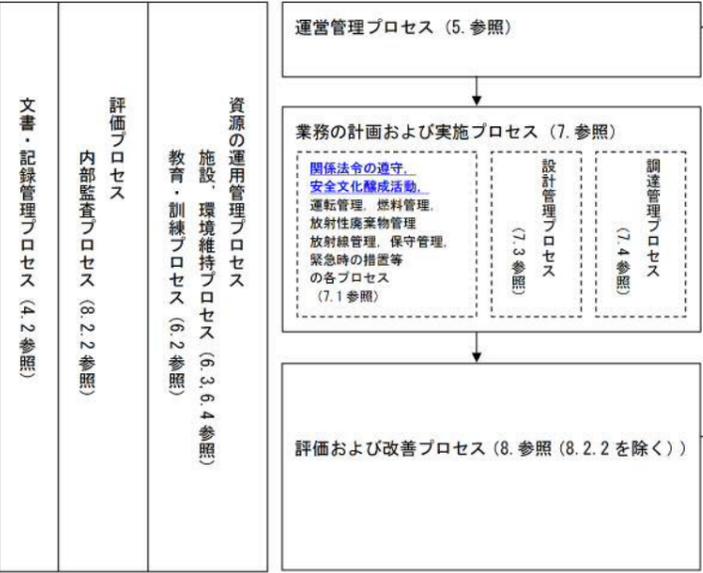
「保安規定（第 6 9 次改正）」、固体廃棄物貯蔵所 D 棟新築工事「工事計画変更届出書」、品質管理技術基準規則の比較表

保安規定（第 6 9 次改正）	固体廃棄物貯蔵所 D 棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
<p>（品質保証計画）</p> <p>第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質保証計画を定める。</p>	<p>6. 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p> <p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p> <p>は以下のとおりである。</p> <p>当社は、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」及び「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。本届出で適用する品質保証計画を以下に示す。</p> <p>なお、本品質保証計画を見直した場合は、見直し後の品質保証計画に基づき品質保証活動を実施する。</p>		<p>《凡例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 囲み線付きは 1 / 9 認可された、保安規定第 6 9 次改正と、今回の工事計画変更届出書（補正を含む）との相違箇所を示す。 ・ 青太字は変更箇所を示す。 ・ 赤の下線付きは規則の反映箇所を示す。 ・ 黒太字は規則の用語との相違を示す。 <p>・ 「品質管理技術基準規則」（平成二十五年原子力規制委員会規則第八号のこと）（以下「規則」という。） （定義）第二条第 2 項第一号「（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。）」を反映</p>
<p>【品質保証計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）および関係法令に基づく品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p>	<p>【品質保証計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質保証計画は、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p>		
<p>2. 適用範囲</p> <p>本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p>	<p>2. 適用範囲</p> <p>本品質保証計画は、本届出以降に実施する品質保証活動に適用する。</p>	<p>第一章 総則 （適用範囲） 第一条 この規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設について適用する。</p>	

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
<p>3. 定義</p> <p>本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるものの他 JEAC4111 に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設</p> <p>原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称のことをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>(2) 原子力施設情報公開ライブラリー</p> <p>原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。（以下「ニューシア」という。）</p> <p>(3) BWR事業者協議会</p> <p>国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第106条において同じ。）</p>	<p>3. 定義</p> <p>本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるものの他 JEAC4111 に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設</p> <p>原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称のことをいう。▲</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) BWR事業者協議会</p> <p>国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。▲</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「品質管理監督システム」とは、発電用原子炉設置者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」という。）の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。）をいう。</p> <p>二 「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。</p> <p>三 「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。</p> <p>四 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。</p> <p>五 「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Q9000のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。</p> <p>六 「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。</p> <p>七 「妥当性確認」とは、発電用原子炉施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。</p>	<p>・保安規定「（目的）第1条」に記載の「発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）」との整合化による削除</p> <p>・「品質管理監督システム」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「品質マネジメントシステム」と安全文化を醸成する活動を行う仕組みが一体化したものをいう。」とされている。</p> <p>・「照査」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「レビュー」に相当するものである。」とされている。</p> <p>・「プロセス入力情報」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「インプット」に相当するものである。」とされている。</p> <p>・「プロセス出力情報」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「アウトプット」に相当するものである。」とされている。</p>
<p>4. 品質マネジメントシステム</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム</p>	<p>第二章 品質管理監督システム</p>	<p>（既上記に記述しているため記載省略）</p>
<p>4. 1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める発電所の保安に関する組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p>	<p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 「図1 保安に関する組織」（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p>	<p>（品質管理監督システムに係る要求事項）</p> <p>第三条 発電用原子炉設置者は、この規則の規定に従って、品質管理監督システムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。</p>	<p>（既上記に記述しているため記載省略）</p> <p>・「実効性を維持」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するもの</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム</u>に必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を「原子力品質保証規程」,「原子力品質保証細則」,「原子力安全管理監査細則」および4. 2. 1 c), d) に示す規定類で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序および相互関係を「<u>図1</u> 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係」に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用および<u>監視を支援するために必要な資源</u>および情報を利用できることを確実にする。</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、<u>継続的改善を達成する</u>ために必要な処置をとる。</p> <p><u>g) これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</u></p> <p><u>h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p>	<p>(2)</p> <p>a) (同左)</p> <p>b) これらのプロセスの順序および相互関係を「<u>図2</u> 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係」に示す。</p> <p>c) (同左)</p> <p>d) (同左)</p> <p>e) (同左)</p> <p>f) (同左)</p> <p>g) (同左)</p> <p>h) (同左)</p>	<p>2 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 <u>品質管理監督システム</u>に必要なプロセスの内容(当該プロセスにより達成される結果を含む。)を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。</p> <p>二 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。</p> <p>三 プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な判定基準及び方法を明確にすること。</p> <p>四 プロセスの実施並びに<u>監視及び測定(以下「監視測定」という。)</u>に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。</p> <p>五 プロセスを監視測定し、及び分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。</p> <p>六 プロセスについて、第一号の結果を得るため、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。</p> <p><u>七 品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質管理監督システムと整合的なものとする。</u></p> <p><u>八 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進すること。</u></p>	<p>である。」とされている。</p> <p>(既に上記に記述しているため記載省略)</p> <p>・「実効性」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「効果的」に相当するものである。」とされている。</p> <p>・「監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源」：パブリックコメントに対する見解にて、「JEAC4111の「監視を支援するために必要な資源」と同意とのことで良い。」とされている。</p> <p>・「実効性を維持する」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「継続的改善を達成する」に相当するものである。」とされている。</p> <p>・規則反映による追記</p> <p>・規則反映による追記</p> <p>・「保安活動を促進する」：パブリックコメントに対する見解にて、「本号は、社会科学及び行動科学の知見(ヒューマンファクター等)を活用し、品質保証活動の促進を図ることを意図しています。」を踏まえ、「品質マネジメントシステムの運用を促進する。」</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、グレード分けを行う。<u>また、これに基づき資源の適切な配分を行う。</u>なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮する。</p> <p>a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度</p> <p>b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、「7.4 調達」の中で定める。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>	<p>3 発電用原子炉設置者は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、個別業務又は発電用原子炉施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。</p> <p>5 発電用原子炉設置者は、前項の管理を、品質管理監督システムの中で識別することができるように規定しなければならない。</p> <p>6 発電用原子炉設置者は、保安のための重要度に応じて、品質管理監督システムに係る要求事項を適切に定めなければならない。</p> <p>7 発電用原子炉設置者は、保安のための重要度に応じて、<u>資源の適切な配分を行わなければならない。</u></p>	<p>とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第3項は、保安規定（4）項に該当 ・規則第4項および第5項は、保安規定（5）項に該当 ・規則反映による追記 <p>・規則第6項および第7項は、保安規定（3）項に該当</p>
	<p style="text-align: center;">図の内容はP30 参照</p> <p style="text-align: center;">図1 保安に関する組織</p>		

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
	<p>(同左)</p>		
<p>図1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>	<p>図2 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>		
<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、これらの文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に、規定類と保安規定各条文との関連をb), c) およびd)の表に示す。</p> <p>なお、c), d)の記録は、適正※に作成する。</p> <p>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明</p>	<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、これらの文書体系を「図3 品質マネジメントシステム文書体系図」に、規定類と本品質保証計画の各条項との関連をb), c) およびd)の表に示す。</p> <p>なお、c), d)の記録は、適正※に作成する。</p> <p>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明</p>	<p>(品質管理監督システムの文書化)</p> <p>第四条 発電用原子炉設置者は、前条第一項の規定により品質管理監督システムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>一 品質方針表明書及び品質目標表明書</p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略)</p> <p>・「品質方針表明書及び品質目標表明書」：規則の解釈にて、「品質方針表明書」とは、JIS Q9001で使用されている「品質方針を文書化したもの」に相当するものである。また、「品質目標表明書」とは、JIS Q9001で使用されている「品質目標を文書化したもの」に相当するものである。」とされている。</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考																																																																												
<p>b) 品質マニュアル 品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="124 365 914 596"> <thead> <tr> <th>一次文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本品質保証計画</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程（第3条）</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則（第3条）</td> <td>考査部門長</td> </tr> </tbody> </table>	一次文書名（関連条文）	制定者	本品質保証計画	社長	原子力品質保証規程（第3条）	社長	原子力品質保証細則（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則（第3条）	考査部門長	<p>b) 品質マニュアル 品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="923 365 1703 596"> <thead> <tr> <th>一次文書名</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▲</td> <td>▲</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則</td> <td>考査部門長</td> </tr> </tbody> </table>	一次文書名	制定者	▲	▲	原子力品質保証規程	社長	原子力品質保証細則	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	考査部門長	<p>二 品質管理監督システムを規定する文書（以下「品質管理監督システム基準書」という。）</p>	<p>・「品質管理監督システム基準書」：規則の解釈にて、「JIS Q 9001で使用されている「品質マニュアル」に相当するものである。」とされている。</p>																																																								
一次文書名（関連条文）	制定者																																																																														
本品質保証計画	社長																																																																														
原子力品質保証規程（第3条）	社長																																																																														
原子力品質保証細則（第3条）	電源事業本部長																																																																														
原子力安全管理監査細則（第3条）	考査部門長																																																																														
一次文書名	制定者																																																																														
▲	▲																																																																														
原子力品質保証規程	社長																																																																														
原子力品質保証細則	電源事業本部長																																																																														
原子力安全管理監査細則	考査部門長																																																																														
<p>c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”および記録 このうち、JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="124 823 914 1377"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連条項・項目</th> <th colspan="3">実施部門</th> <th colspan="3">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>文書・記録管理基本要領（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理監査細則</td> <td>原子力安全管理監査要領（第3条）</td> <td rowspan="4">考査部門長（原子力監査）</td> </tr> <tr> <td>8.2.2 内部監査</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>実施部門内部監査基本要領（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理監査細則</td> <td>原子力安全管理監査要領（第3条）</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>不適合管理・是正処置基本要領（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理監査細則</td> <td>原子力安全管理監査要領（第3条）</td> </tr> <tr> <td>8.5.3 予防処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>予防処置基本要領（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理監査細則</td> <td>原子力安全管理監査要領（第3条）</td> </tr> </tbody> </table>	関連条項・項目	実施部門			監査部門			一次文書名	二次文書名（関連条文）	制定者	一次文書名	二次文書名（関連条文）	制定者	4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領（第3条）	考査部門長（原子力監査）	8.2.2 内部監査	原子力品質保証規程	実施部門内部監査基本要領（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領（第3条）	8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	不適合管理・是正処置基本要領（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領（第3条）	8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	予防処置基本要領（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領（第3条）	<p>c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”および記録 このうち、JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="923 823 1703 1377"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連条項・項目</th> <th colspan="3">実施部門</th> <th colspan="3">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>▲ 文書・記録管理基本要領</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理監査細則</td> <td>▲ 原子力安全管理監査要領</td> <td rowspan="4">考査部門長（原子力監査）</td> </tr> <tr> <td>8.2.2 内部監査</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>▲ 実施部門内部監査基本要領</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理監査細則</td> <td>▲ 原子力安全管理監査要領</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>▲ 不適合管理・是正処置基本要領</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理監査細則</td> <td>▲ 原子力安全管理監査要領</td> </tr> <tr> <td>8.5.3 予防処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>▲ 予防処置基本要領</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理監査細則</td> <td>▲ 原子力安全管理監査要領</td> </tr> </tbody> </table>	関連条項・項目	実施部門			監査部門			一次文書名	二次文書名	制定者	一次文書名	二次文書名	制定者	4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	▲ 文書・記録管理基本要領	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	▲ 原子力安全管理監査要領	考査部門長（原子力監査）	8.2.2 内部監査	原子力品質保証規程	▲ 実施部門内部監査基本要領	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	▲ 原子力安全管理監査要領	8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	▲ 不適合管理・是正処置基本要領	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	▲ 原子力安全管理監査要領	8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	▲ 予防処置基本要領	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	▲ 原子力安全管理監査要領	<p>三 プロセスについての実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p>	<p>・「実効性のある計画的な実施」：規則の解釈にて、「JIS Q 9001で使用されている「効果的な計画、運用」に相当するものである。」とされている。</p>
関連条項・項目		実施部門			監査部門																																																																										
	一次文書名	二次文書名（関連条文）	制定者	一次文書名	二次文書名（関連条文）	制定者																																																																									
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領（第3条）	考査部門長（原子力監査）																																																																									
8.2.2 内部監査	原子力品質保証規程	実施部門内部監査基本要領（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領（第3条）																																																																										
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	不適合管理・是正処置基本要領（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領（第3条）																																																																										
8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	予防処置基本要領（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領（第3条）																																																																										
関連条項・項目	実施部門			監査部門																																																																											
	一次文書名	二次文書名	制定者	一次文書名	二次文書名	制定者																																																																									
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	▲ 文書・記録管理基本要領	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	▲ 原子力安全管理監査要領	考査部門長（原子力監査）																																																																									
8.2.2 内部監査	原子力品質保証規程	▲ 実施部門内部監査基本要領	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	▲ 原子力安全管理監査要領																																																																										
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	▲ 不適合管理・是正処置基本要領	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	▲ 原子力安全管理監査要領																																																																										
8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	▲ 予防処置基本要領	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	▲ 原子力安全管理監査要領																																																																										
<p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む文書 このうち、組織が必要と決定した二次文書を以下の表に示す。</p>	<p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む文書 このうち、組織が必要と決定した二次文書を以下の表に示す。</p>	<p>四 この規則に規定する手順書及び記録</p>																																																																													

保安規定（第69次改正）						固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）						品質管理技術基準規則						備考			
関連条項・項目	実施部門			監査部門			関連条項・項目	実施部門			監査部門			関連条項・項目	実施部門			監査部門			備考
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者		一次文書名	二次文書名 ▲	制定者	一次文書名	二次文書名 ▲	制定者		一次文書名	二次文書名 ▲	制定者				
5.4.1 品質目標		マネジメントレビュー基本要領 (第3条)	電源事業本部長				5.4.1 品質目標		マネジメントレビュー基本要領 ▲	電源事業本部長											
5.5.1 責任および権限		主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領 (第8条, 第8条の2, 第9条, 第9条の2, 第9条の3)	電源事業本部長				5.5.1 責任および権限		主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領 ▲	電源事業本部長											
5.5.4 内部コミュニケーション		内部コミュニケーション基本要領 (第3条, 6条, 7条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	原子力安全管理監査要領 (第3条)	考査部門長 (原子力監査)	5.5.4 内部コミュニケーション		内部コミュニケーション基本要領 ▲	電源事業本部長	原子力品質保証規程	原子力安全管理監査要領 ▲	考査部門長 (原子力監査)								
5.6 マネジメントレビュー		マネジメントレビュー基本要領 (第3条)	電源事業本部長				5.6 マネジメントレビュー		マネジメントレビュー基本要領 ▲	電源事業本部長											
6.2 人的資源		力量および教育訓練基本要領 (第3条, 117条, 118条)	電源事業本部長				6.2 人的資源		力量および教育訓練基本要領 ▲	電源事業本部長											
7.1 業務の計画	原子力品質保証規程	電源事業本部保安業務要領 (第78条, 81条, 85条, 86条)	電源事業本部長 (原子力管理)					電源事業本部保安業務要領 ▲	電源事業本部長 (原子力管理)												
		原子炉施設の定期的な評価基本要領 (第106条の3)	電源事業本部長					原子炉施設の定期的な評価基本要領 ▲	電源事業本部長												
		運転管理要領 (第11条から77条)	島根原子力発電所長					運転管理要領 ▲	島根原子力発電所長												
		燃料管理要領 (第78条から85条)	島根原子力発電所長					燃料管理要領 ▲	島根原子力発電所長												
		放射性廃棄物管理要領 (第86条から90条)	島根原子力発電所長					放射性廃棄物管理要領 ▲	島根原子力発電所長												

保安規定（第69次改正）							固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）							品質管理技術基準規則							備考		
関連条 項・ 項目	実施部門			監査部門			関連条 項・ 項目	実施部門			監査部門			関連条 項・ 項目	実施部門			監査部門			備考		
	一次文 書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文 書名	二次文書名 (関連条文)	制定者		一次文 書名	二次文書名 ▲	制定者	一次文 書名	二次文書名 ▲	制定者		一次文 書名	二次文書名 ▲	制定者	一次文 書名	二次文書名 ▲	制定者			
7.1 業務の 計画 (つづ き)		放射線管理要 領(第91条 から105条)	島根原 子力発 電所 長				7.1 業務の 計画 (つづ き)		放射線管理要 領▲	島根原 子力発 電所 長													
		保守管理要 領(第106条, 第106条の 2)	島根原 子力発 電所 長						保守管理要 領▲	島根原 子力発 電所 長													
		異常事象発 生時の対応 要領(第17 条, 第17条 の2, 第107 条から116 条, 120条)	島根原 子力発 電所 長						異常事象発 生時の対応 要領▲	島根原 子力発 電所 長													
		原子力安全 文化醸成基 本要領(第2 条の2, 第2 条の3)	電源事 業本 部長						原子力安全 文化醸成基 本要領▲	電源事 業本 部長													
7.2.3 外部と のコミュ ニケー ション	原子力品質保証 細則	外部コミュニ ケーション基 本要領 (第3条)	電源事 業本 部長				7.2.3 外部と のコミュ ニケー ション	外部コミュニ ケーション基 本要領 ▲	電源事 業本 部長														
7.3 設計・ 開発		設計・開発管 理基本要領 (第3条)	電源事 業本 部長				7.3 設計・ 開発	設計・開発管 理基本要領 ▲	電源事 業本 部長														
7.4 調達		調達管理基本 要領 (第3条)	電源事 業本 部長				7.4 調達	調達管理基本 要領 ▲	電源事 業本 部長														
8.2.1 原子力 安全の 達成		外部コミュニ ケーション基 本要領 (第3条)	電源事 業本 部長				8.2.1 原子力 安全の 達成	外部コミュニ ケーション基 本要領 ▲	電源事 業本 部長														
8.2.4 検査お よび試 験		検査および試 験管理基本要 領(第3条)	電源事 業本 部長				8.2.4 検査お よび試 験	検査および試 験管理基本要 領▲	電源事 業本 部長														
8.4 データ の分 析		マネジメント レビュー基本 要領 (第3条)	電源事 業本 部長	原子力品質保証 細則	原子力安全 管理監査要 領 (第3条)	考査 部門 部長 (原子 力監 査)	8.4 データ の分 析	マネジメント レビュー基本 要領 ▲	電源事 業本 部長	原子力品質保証 細則	原子力安全 管理監査要 領 ▲	考査 部門 部長 (原子 力監 査)											
		原子炉施設の 定期的な評価 基本要領 (第10条)	電源事 業本 部長					原子炉施設の 定期的な評価 基本要領 ▲	電源事 業本 部長														

また、一次文書、二次文書以外の組織が必要と決定した文書は、**本規定を遵守するために**、b), c), d) の文書の中で、文書名または作成し管理することを記載することにより、**本規定上の**位置付けを明確にする。

また、一次文書、二次文書以外の組織が必要と決定した文書は、**保安規定を遵守するために** b), c), d) の文書の中で、文書名または作成し管理することを記載することにより、**保安規定上の**位置付けを明確にする。

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
<p>図2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>(同左)</p> <p>図3 品質マネジメントシステム文書体系図</p>		
<p>4. 2. 2 品質マニュアル</p> <p>(1) 組織は、品質マニュアルとして、次の文書を作成し、維持する。</p> <p>a) 本品質保証計画</p> <p>b) 原子力品質保証規程 当社の品質マネジメントシステムとして本品質保証計画を含め社長がこれを定める。</p> <p>c) 原子力品質保証細則 「原子力品質保証規程」に基づき、電源事業本部長が実施部門の細部事項を定める。</p> <p>d) 原子力安全管理監査細則 「原子力品質保証規程」に基づき、考査部門長が監査部門の細部事項を定める。</p> <p>(2) 組織は、品質マニュアルに、次の事項を含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>b) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”またはそれらを参照できる情報</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</p>	<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 組織は、品質マニュアルとして、次の文書を作成し、維持する。</p> <p>a) 原子力品質保証規程 当社の品質マネジメントシステムとして社長がこれを定める。</p> <p>b) 原子力品質保証細則 「原子力品質保証規程」に基づき、電源事業本部長が実施部門の細部事項を定める。</p> <p>c) 原子力安全管理監査細則 「原子力品質保証規程」に基づき、考査部門長が監査部門の細部事項を定める。</p> <p>(2) (同左)</p>	<p>(品質管理監督システム基準書)</p> <p>第五条 発電用原子炉設置者は、品質管理監督システム基準書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 品質保証の実施に係る組織に関する事項</p> <p>二 保安活動の計画に関する事項</p> <p>三 保安活動の実施に関する事項</p> <p>四 保安活動の評価に関する事項</p> <p>五 保安活動の改善に関する事項</p> <p>六 品質管理監督システムの範囲</p> <p>七 品質管理監督システムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報</p> <p>八 各プロセスの相互の関係</p>	<p>(既にも上に記述しているため記載省略)</p> <p>(既にも上に記述しているため記載省略)</p>
<p>4. 2. 3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、規定類に基づき、保安規定上の位置付けを明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、4. 2. 4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 組織は、次の活動に必要な管理を規定するために、文書管</p>	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、規定類に基づき、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p>	<p>(文書の管理)</p> <p>第六条 発電用原子炉設置者は、この規則に規定する文書その他品質管理監督システムに必要な文書（記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。）を管理しなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた</p>	<p>(既にも上に記述しているため記載省略)</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>理に関する社内規定を確立する。</p> <p>a) 発行前に、<u>適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) 文書を<u>レビュー</u>する。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別および<u>現在有効な版</u>の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすくかつ<u>容易に識別可能な状態である</u>ことを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p>	<p>(2) (同左)</p>	<p>手順書を作成しなければならない。</p> <p>一 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の<u>妥当性を照査し</u>、その発行を承認すること。</p> <p>二 品質管理監督文書について所要の<u>照査</u>を行い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。</p> <p>三 品質管理監督文書の変更内容及び<u>最新の改訂状況</u>が識別できるようにすること。</p> <p>四 改訂のあった品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。</p> <p>五 品質管理監督文書が読みやすく、<u>容易に内容を把握することができる状態にあることを確保</u>すること。</p> <p>六 外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>七 廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。</p>	<p>・規則反映による追記（既に上記に記述しているため記載省略）</p> <p>・「最新の改訂状況」：パブリックコメントに対する見解にて、「J E A C 4 1 1 1 の「現在有効な版」と同意とのことで良い。」とされている。</p> <p>・「容易に内容を把握することができる状態にあることを確保」：パブリックコメントに対する見解にて、「J E A C 4 1 1 1 と同様に「容易に識別可能な状態である」と同意とのことで良い。」とされている。</p>
<p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 要求事項への適合および<u>品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし</u>、管理する。</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を規定するために、記録の管理に関する社内規定を確立する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、<u>容易に識別可能</u>かつ検索可能とする。</p>	<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>	<p>(記録の管理)</p> <p>第七条 発電用原子炉設置者は、この規則に規定する記録その他要求事項への適合及び<u>品質管理監督システムの実効性のある実施を実証する記録の対象を明らかにするとともに</u>、当該記録を、読みやすく<u>容易に内容を把握することができ</u>、かつ、検索することができるように作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に関し所要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。</p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略)</p> <p>・「実効性のある実施」：規則の解釈にて、「J I S Q 9 0 0 1 で使用されている「効果的運用」に相当するものである。」とされている。</p> <p>・規則反映による追記（「記録の対象を明確にし。」）</p> <p>・「容易に内容を把握することができ」：パブリックコメントに対する見解にて、「J E A C 4 1 1 1 と同様「容易に識別可能な状態にある」と同意とのことで良い。」とされている。</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
5. 経営者の責任	5. 経営者の責任	第三章 経営責任者の責任	
<p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、<u>品質マネジメントシステム</u>の構築および実施、ならびにその<u>有効性を継続的に改善</u>することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>c) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>d) マネジメント<u>レビュー</u>を実施する。</p> <p>e) 資源が使用<u>できることを確実にする</u>。</p> <p><u>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p>	<p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>(同左)</p>	<p>(経営責任者の関与)</p> <p>第八条 経営責任者は、<u>品質管理監督システム</u>の確立及び実施並びにその<u>実効性の維持</u>に指導力及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。</p> <p>一 品質方針を定めること。</p> <p>二 品質目標が定められているようにすること。</p> <p><u>三 安全文化を醸成するための活動を促進すること。</u></p> <p>四 第十七条第一項に規定する<u>照査</u>を実施すること。</p> <p>五 資源が利用できる<u>体制を確保</u>すること。</p> <p>六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者（以下「職員」という。）に周知すること。</p>	<p>(既にも上に記述しているため記載省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実効性の維持」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。」とされている。(既にも上に記述しているため記載省略) ・「体制を確保」：パブリックコメントに対する見解にて、「JEAC4111の「できることを確実にする」と同意とのことで良い。」とされている。 <p>・規則反映による追記</p>
<p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>社長は、原子力安全を最優先に位置付け、<u>業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され</u>、満たされていることを確実にする（7.2.1および8.2.1参照）。</p>	<p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>(同左)</p>	<p>(原子力の安全の確保の重視)</p> <p>第九条 経営責任者は、<u>個別業務等要求事項が明確にされ</u>、かつ、個別業務及び発電用原子炉施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規則反映による追記。 ・「明確にされ」：パブリックコメントに対する見解にて、「JEAC4111の「決定され」と同意とのことで良い。」とされている。
<p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合および<u>品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善</u>に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定および<u>レビュー</u>のための枠組みを与える。</p>	<p>5.3 品質方針</p> <p>(同左)</p>	<p>(品質方針)</p> <p>第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。</p> <p>一 品質保証の実施に係る発電用原子炉設置者の意図に照らし適切なものであること。</p> <p>二 要求事項への適合及び<u>品質管理監督システムの実効性の維持</u>に責任を持って関与することを規定していること。</p> <p>三 品質目標を定め、<u>照査</u>するに当たっての枠組みとなるもので</p>	<p>(既にも上に記述しているため記載省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実効性の維持」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものがある。」とされている。 <p>(既にも上に記述しているため)</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>d) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) <u>適切性</u>の持続のためにレビューされる。</p> <p><u>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p>		<p>あること。</p> <p>四 職員に周知され、理解されていること。</p> <p>五 <u>妥当性</u>を維持するために照査されていること。</p> <p>六 <u>組織運営に関する方針と整合的なものであること。</u></p>	<p>記載省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「妥当性」：パブリックコメントに対する見解にて、「J E A C 4 1 1 1 の「適切性」と同意とのことで良い。」とされている。 ・規則反映による追記（f 項）
<p>5. 4 計画</p> <p>5. 4. 1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、<u>業務・原子炉施設</u>に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7. 1 (3) a) 参照）が設定されていることを確実にする。</p> <p>なお、組織は、品質目標に関する社内規定を定める。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>5. 4 計画</p> <p>5. 4. 1 品質目標</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>	<p>(品質目標)</p> <p>第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標（<u>個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。</u>）が定められているようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規則反映による追記
<p>5. 4. 2 <u>品質マネジメントシステム</u>の計画</p> <p>社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 品質目標に加えて4. 1に規定する要求事項を満たすために、<u>品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画</u>を策定する。</p> <p>b) <u>品質マネジメントシステム</u>の変更を計画し、実施する場合には、その変更が<u>品質マネジメントシステム</u>の全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれている。</p>	<p>5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(同左)</p>	<p>(<u>品質管理監督システム</u>の計画の策定)</p> <p>第十二条 経営責任者は、<u>品質管理監督システム</u>が第三条の規定及び品質目標に適合するよう、<u>その実施に当たっての計画</u>が策定されているようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、<u>品質管理監督システム</u>の変更を計画し、及び実施する場合には、当該<u>品質管理監督システム</u>が不備のないものであることを維持しなければならない。</p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その実施に当たっての計画」：パブリックコメントに対する見解にて、「J E A C 4 1 1 1 の「その構築と維持についての計画」と同意とのことで良い。」とされている。
<p>5. 5 責任・権限およびコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任および権限</p> <p>社長は、保安活動を実施するための責任（<u>保安活動の内容について説明する責任を含む。</u>）および<u>権限</u>を第5条（保安に関する職務）、第9条（<u>原子炉主任技術者の職務等</u>）および<u>第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）</u>に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。</p>	<p>5. 5 責任・権限およびコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任および権限</p> <p>(1) 社長は、保安活動を実施するための責任（<u>保安活動の内容について説明する責任を含む。</u>）および<u>権限</u>が定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。</p> <p>(2) (記載内容はP31 参照)</p>	<p>(責任及び権限)</p> <p>第十三条 経営責任者は、部門及び職員の責任（<u>保安活動の内容について説明する責任を含む。</u>）及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規則反映による追記 ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更
<p>5. 5. 2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、実施部門の管理責任者として電源事業本部長、監査部門の管理責任者として考査部門長を任命する。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム</u>に必要なプロセスの確立、実</p>	<p>5. 5. 2 管理責任者</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>	<p>(管理責任者)</p> <p>第十四条 経営責任者は、<u>品質管理監督システム</u>を管理監督する責任者（以下「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その<u>実効性が維</u></p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実効性が維持」：規則の解

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p>		<p>持されているようにすること。</p> <p>二 品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。</p> <p>三 部門において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。</p>	<p>釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。」とされているが、JIS Q9001の記載は「維持を確実に（にする）」である。</p> <p>（既にも上に記述しているため記載省略）</p> <p>・規則反映による追記</p>
<p>5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1および8.2.3参照)。</p> <p>d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>	<p>5.5.3 プロセス責任者 （同左）</p>	<p>（プロセス責任者） 第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者（以下「プロセス責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>一 プロセス責任者が管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。</p> <p>四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。</p>	<p>・規則反映による追記</p> <p>・「実効性が維持」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。」とされている。</p>
<p>5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>なお、組織は、内部コミュニケーションに関する社内規定を定める。</p>	<p>5.5.4 内部コミュニケーション （同左）</p>	<p>（内部情報伝達） 第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにするとともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。</p>	<p>（既にも上に記述しているため記載省略）</p> <p>・「実効性」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効性」に相当するものである。」とされている。</p>
<p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 （1）社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、社内規定に基づき、あらかじめ定めた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>（2）このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 （1）（同左） （2）（同左）</p>	<p>（経営責任者照査） 第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。</p>	<p>（既にも上に記述しているため記載省略）</p> <p>・「実効性の維持」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効であること」に相当するものである。」とされている。</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>会の評価，ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録は，維持する（4. 2. 4参照）。</p>	(3) (同左)	2 発電用原子炉設置者は，経営責任者 照査 の結果の記録を作成し，これを管理しなければならない。	
<p>5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>マネジメントレビューへのインプットには，次の情報を含める。</p> <p>a) 監査の結果</p> <p>b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</p> <p>c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）ならびに検査および試験の結果</p> <p>d) 予防処置および是正処置の状況</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>f) 関係法令の遵守状況</p> <p>g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>i) 改善のための提案</p>	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (同左)	<p>(経営責任者照査に係るプロセス入力情報)</p> <p>第十八条 発電用原子炉設置者は，次に掲げるプロセス入力情報によって経営責任者照査を行わなければならない。</p> <p>一 監査の結果</p> <p>二 発電用原子炉施設の外部の者からの意見</p> <p>三 プロセスの実施状況</p> <p>四 発電用原子炉施設の検査の結果</p> <p>五 品質目標の達成状況</p> <p>六 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>七 関係法令の遵守状況</p> <p>八 是正処置（不適合（要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況</p> <p>九 従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置</p> <p>十 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>十一 部門又は職員等からの改善のための提案</p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発電用原子炉施設の外部の者からの意見」：規則の解釈にて、「J I S Q 9 0 0 1で使用されている「顧客からのフィードバック」に相当するものである。」とされている。 ・「意見」：パブリックコメントに対する見解にて、「J E A C 4 1 1 1 の「受け止め方」と同意とのことで良い。」とされている。 <p>・規則反映による追記</p> <p>・規則反映による追記</p> <p>・規則反映による追記</p> <p>(既に上記に記述しているため記載省略)</p> <p>(既に上記に記述しているため記載省略)</p>
<p>5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>マネジメントレビューからのアウトプットには，次の事項に関する決定および処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画および実施にかかわる改善</p>	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (同左)	<p>(経営責任者照査に係るプロセス出力情報)</p> <p>第十九条 発電用原子炉設置者は，経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て，所要の措置を講じなければならない。</p> <p>一 品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安</p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実効性の維持に必要な改善」：規則の解釈にて、「J I S Q 9 0 0 1で使用され

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
c) 資源の必要性		活動の改善 三 <u>品質管理監督システム</u> の妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源	ている「有効性の改善」に相当するものである。」とされている。
6. 資源の運用管理	6. 資源の運用管理	第四章 資源の管理監督	
6. 1 資源の提供 組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。	6.1 資源の提供 (同左)	(資源の確保) 第二十条 発電用原子炉設置者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。	
6. 2 人的資源 6. 2. 1 一般 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有していること。	6.2 人的資源 6.2.1 一般 (同左)	(職員) 第二十一条 発電用原子炉設置者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもってその能力が実証された者を充てなければならない。 一 適切な教育訓練を受けていること。 二 所要の技能及び経験を有していること。	・「次に掲げる要件を満たしていることをもって」：パブリックコメントに対する見解にて、「JEAC4111の「教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として」と同意が良い。」とされている。 ・「能力」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「力量」に相当するものである。」とされている。
6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識 組織は、力量、教育・訓練および認識に関する社内規定に基づき、次の事項を実施する。 a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。 c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。 d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する(4. 2. 4参照)。	6.2.2 力量、教育・訓練および認識 (同左)	(教育訓練等) 第二十二条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。 二 職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。 三 前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。 四 前号の措置の実効性を評価すること。 五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。 六 職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。	・「実効性を評価する」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効性を評価する」に相当するものである。」とされている。
6. 3 <u>原子炉施設およびインフラストラクチャー</u> 組織は、原子力安全の達成のために必要な <u>原子炉施設</u> を明確にし、維持管理する。 <u>また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを明確にし、維持する。</u>	6.3 原子炉施設およびインフラストラクチャー (同左)	(業務運営基盤) 第二十三条 発電用原子炉設置者は、 <u>保安のために必要な業務運営基盤(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。)</u> を明確にして、これを維持しなければならない。	・「業務運営基盤」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「インフラストラクチャー」に相当するものである。」とされている。

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
			・規則反映による追記
6.4 作業環境 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。	6.4 作業環境 （同左）	（作業環境） 第二十四条 発電用原子炉設置者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。	
7. 業務の計画および実施	7. 業務の計画および実施	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	
7.1 業務の計画 （1）組織は、社内規定に基づき、保安活動に関する業務（以下「7. 業務の計画および実施」「8. 評価および改善」ではこれらを「業務」という。）に必要なプロセスを計画し、構築する。 （2）業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていること（4. 1参照）。 （3）組織は、業務の計画にあたって、次の各事項について適切に明確化する。 a) 業務・ <u>原子炉施設</u> に対する品質目標および要求事項 b) 業務・ <u>原子炉施設</u> に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性 c) その業務・ <u>原子炉施設</u> のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準 d) 業務・ <u>原子炉施設</u> のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4. 2. 4参照） （4）この計画のアウトプットは、 <u>組織の運営方法に適した形式</u> にする。	7.1 業務の計画 （1）（同左） （2）（同左） （3）（同左） （4）（同左）	（個別業務に必要なプロセスの計画） 第二十五条 発電用原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。 2 発電用原子炉設置者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。 3 発電用原子炉設置者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。 一 個別業務又は <u>発電用原子炉施設</u> に係る品質目標及び個別業務等要求事項 二 所要のプロセス、品質管理監督文書及び資源であって、個別業務又は <u>発電用原子炉施設</u> に固有のもの 三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）であって、当該個別業務又は <u>発電用原子炉施設</u> に固有のもの及び個別業務又は <u>発電用原子炉施設</u> の適否を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。） 四 個別業務又は <u>発電用原子炉施設</u> に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録 4 発電用原子炉設置者は、個別業務計画の策定に係る <u>プロセス出力情報</u> を、 <u>作業方法に見合う形式</u> によるものとしなければならない。	（既上記に記述しているため記載省略） ・規則反映による追記 ・規則反映による追記 ・規則反映による追記 ・規則反映による追記 （既上記に記述しているため記載省略） ・「作業方法に見合う形式」：パブリックコメントに対する見解にて、「J E A C 4 1 1 1 の「組織の運営方法に適した形式」と同意とのことで良い。」とされている。
7.2 業務・ <u>原子炉施設</u> に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 <u>業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</u> （1）組織は、次の事項を業務の計画（7. 1参照）で明確にする。 a) 業務・ <u>原子炉施設</u> に適用される法令・規制要求事項	7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 （1）（同左）	（個別業務等要求事項の明確化） 第二十六条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる事項を <u>個別業務等要求事項</u> として明確にしなければならない。 一 <u>発電用原子炉施設の外部の者</u> が明示してはいないものの、個	・規則反映による追記（「原子炉施設」以下同じ。） ・「発電用原子炉施設の外部の

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>b) 明示されていないが、業務・<u>原子炉施設</u>に不可欠な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>(2) 組織は、業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部部長（原子力管理）を主査とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。</p> <p>なお、電源事業本部部長（原子力管理）は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部部長に報告する。電源事業本部部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部部長（原子力管理）へ指示する。</p>	<p>(2) (同左)</p>	<p>別業務又は発電用原子炉施設に必要な要求事項であって既知のもの</p> <p>二 関係法令のうち、当該個別業務又は発電用原子炉施設に関するもの</p> <p>三 その他発電用原子炉設置者が明確にした要求事項</p>	<p>者」：規則の解釈にて、「JIS Q 9001で使用されている「顧客」に相当するものである。」とされている。</p>
<p>7. 2. 2 <u>業務・原子炉施設</u>に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、<u>業務・原子炉施設</u>に対する要求事項をレビューする。このレビューは、<u>その要求事項を適用する前に実施する</u>。</p> <p>(2) <u>レビュー</u>では、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) この<u>レビュー</u>の結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p> <p>(4) <u>業務・原子炉施設</u>に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) <u>業務・原子炉施設</u>に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p>	<p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>	<p>(<u>個別業務等要求事項の照査</u>)</p> <p>第二十七条 発電用原子炉設置者は、<u>個別業務の実施又は発電用原子炉施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない</u>。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の<u>照査</u>を実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>一 当該個別業務又は発電用原子炉施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>二 当該個別業務又は発電用原子炉施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。</p> <p>三 発電用原子炉設置者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第一項の<u>照査</u>の結果に係る記録及び当該<u>照査</u>の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、<u>個別業務等要求事項</u>が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の<u>個別業務等要求事項</u>が周知されるようにしなければならない。</p>	<p>・規則反映による追記（「原子炉施設」以下同じ。）</p> <p>・記載の適正化（「その要求事項を適用する前に」）</p> <p>（既に上記に記述しているため記載省略）</p> <p>（既に上記に記述しているため記載省略）</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
<p>7. 2. 3 外部とのコミュニケーション</p> <p>(1) 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を社内規定にて明確にし、実施する。</p> <p>(2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報処理手順書」に定める。</p>	<p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>	<p>(発電用原子炉施設の外部の者との情報の伝達)</p> <p>第二十八条 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「発電用原子炉施設の外部の者」：規則の解釈にて、「JIS Q 9001で使用されている「顧客」に相当するものである。」とされている。 ・「実効性のある方法」：規則の解釈にて、「JIS Q 9001で使用されている「効果的な方法」に相当するものである。」とされている。
<p>7. 3 設計・開発</p> <p>組織は、設計・開発に関する社内規定に基づき、設計・開発を管理する。</p> <p>7. 3. 1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任 (保安活動の内容について説明する責任を含む。) および権限</p> <p>(3) 効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p>	<p>7.3 設計・開発</p> <p>(同左)</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>	<p>(設計開発計画)</p> <p>第二十九条 発電用原子炉設置者は、設計開発（発電用原子炉施設に必要な要求事項を考慮し、発電用原子炉施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <p>一 設計開発の段階</p> <p>二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認</p> <p>三 設計開発に係る部門及び職員の責任 (保安活動の内容について説明する責任を含む。) 及び権限</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (既にも上に記述しているため記載省略) ・規則反映による追記 ・「実効性のある情報の伝達」：規則の解釈にて、「「実効性のある情報の伝達」とは、JIS Q 9001で使用されている「効果的なコミュニケーション」に相当するものである。」とされている。 ・規則反映による追記（「および権限」）
<p>7. 3. 2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4. 2. 4参照）。インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能および性能に関する要求事項</p>	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) (同左)</p>	<p>(設計開発に係るプロセス入力情報)</p> <p>第三十条 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>一 意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る発電用原子炉施設に係る要求事項</p>	<p>(既にも上に記述しているため記載省略（「インプット」以下同じ。))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（「原子炉施設」）

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>b) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) <u>原子炉施設</u>の要求事項に関連する<u>インプット</u>については、その<u>適切性をレビューし、承認</u>する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、相反することがないこと。</p>	<p>(2) (同左)</p>	<p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発への<u>プロセス入力情報</u>として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令</p> <p>四 その他設計開発に必須の要求事項</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、設計開発に係る<u>プロセス入力情報</u>について、その<u>妥当性を照査し、承認しなければならない</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 ・「妥当性」：パブリックコメントに対する見解にて、「JEAC4111の「適切性」と同意とのことで良い。」とされている。 ・規則反映による追記（「し、承認する」）
<p>7.3.3 設計・開発からの<u>アウトプット</u></p> <p>(1) 設計・開発からの<u>アウトプット</u>は、設計・開発への<u>インプット</u>と対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からの<u>アウトプット</u>は、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発への<u>インプット</u>で与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施（<u>原子炉施設の使用を含む。</u>）に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な<u>原子炉施設</u>の特性を<u>明確にする</u>。</p>	<p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>	<p>(設計開発に係る<u>プロセス出力情報</u>)</p> <p>第三十一条 発電用原子炉設置者は、設計開発に係る<u>プロセス出力情報</u>を、設計開発に係る<u>プロセス入力情報</u>と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係る<u>プロセス出力情報</u>を承認しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、設計開発に係る<u>プロセス出力情報</u>を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る<u>プロセス入力情報</u>たる要求事項に適合するものであること。</p> <p>二 調達、個別業務の実施及び<u>発電用原子炉施設の使用</u>のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 適否決定基準を含むものであること。</p> <p>四 発電用原子炉施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該発電用原子炉施設の特性を<u>規定している</u>ものであること。</p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略（「インプット」、「アウトプット」以下同じ。))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則反映による追記 ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（「原子炉施設」） ・「規定している」：パブリックコメントに対する見解にて、「JEAC4111の「明確にする」と同意とのことで良い。」とされている。
<p>7.3.4 設計・開発の<u>レビュー</u></p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的な<u>レビュー</u>を行う。</p>	<p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) (同左)</p>	<p>(設計開発<u>照査</u>)</p> <p>第三十二条 発電用原子炉設置者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な<u>照査</u>（以下「設計開発<u>照査</u>」という。）を</p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略（「レビュー」以下同じ。))</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) <u>レビュー</u>への参加者には、<u>レビューの対象</u>となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者 <u>および当該設計・開発に係る専門家</u>を含める。この<u>レビューの結果の記録</u>、および必要な処置があればその記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p>	<p>(2) (同左)</p>	<p>施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、設計開発<u>照査</u>に、当該<u>照査の対象</u>となっている設計開発段階に関連する部門の代表者 <u>及び当該設計開発に係る専門家</u>を参加させなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、設計開発<u>照査の結果の記録</u>及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>・規則反映による追記</p>
<p>7. 3. 5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からの<u>アウトプット</u>が、設計・開発への<u>インプット</u>で与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7. 3. 1参照）検証を実施する。この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。</p>	<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>	<p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十三条 発電用原子炉設置者は、設計開発に係る<u>プロセス出力情報</u>が当該設計開発に係る<u>プロセス入力情報</u>たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の検証の結果の記録（当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>（既にも上に記述しているため記載省略（「インプット」、「アウトプット」））</p>
<p>7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる<u>原子炉施設</u>が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7. 3. 1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、<u>原子炉施設</u>の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p>	<p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>	<p>(設計開発の妥当性確認)</p> <p>第三十四条 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該発電用原子炉施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該発電用原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該発電用原子炉施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更</p> <p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>7. 3. 7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価[△]を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p>	<p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。</p> <p>(4) (同左)</p>	<p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十五条 発電用原子炉設置者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が発電用原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該発電用原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含むものとしなければならない。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録（当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「識別」：パブリックコメントに対する見解にて、「JEA C 4 1 1 1 の「明確」と同意とのことで良い」とされている。（既に上記に記述しているため記載省略（「レビュー」）以下同じ。） ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（「原子炉施設」）
<p>7. 4 調達</p> <p>組織は、調達に関する社内規定に基づき、調達を実施する。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>(3) 供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p> <p>(5) 調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法およびそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p>	<p>7.4 調達</p> <p>(同左)</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>	<p>(調達プロセス)</p> <p>第三十六条 発電用原子炉設置者は、外部から調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が個別業務又は発電用原子炉施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、調達物品等要求事項に従って、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。</p> <p>5 発電用原子炉設置者は、第三項の評価の結果に係る記録（当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>6 発電用原子炉設置者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の発電用原子炉設置者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規則反映による追記

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>7. 4. 2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の適格性確認に関する要求事項</p> <p>c) <u>品質マネジメントシステム</u>に関する要求事項</p> <p><u>d) 不適合の報告および処理に関する要求事項</u></p> <p><u>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>(2) 供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p><u>(3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p>	<p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>	<p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十七条 発電用原子炉設置者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の<u>品質管理監督システム</u>に係る要求事項</p> <p><u>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</u></p> <p><u>五 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>六 その他調達物品等に関し必要な事項</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。</p> <p><u>3 発電用原子炉設置者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。</u></p>	<p>(既にも上に記述しているため記載省略)</p> <p>・規則反映による追記</p> <p>・規則反映による追記</p> <p>・規則反映による追記</p>
<p>7. 4. 3 調達製品の検証</p> <p>(1) 調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p>	<p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>	<p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十八条 発電用原子炉設置者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を、前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。</p>	
<p>7. 5 業務の実施</p> <p>7. 5. 1 業務の管理</p> <p>組織は、業務の計画（7. 1参照）に基づき、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p>b) <u>必要に応じて、作業手順が利用できる。</u></p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器および測定機器が利用できる、使用している。</p> <p>e) 監視および測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリリースが実施されている。</p>	<p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>(同左)</p>	<p>(個別業務の管理)</p> <p>第三十九条 発電用原子炉設置者は、個別業務を、次に掲げる管理条件（個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。）の下で実施しなければならない。</p> <p>一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>二 <u>手順書が利用できる体制にあること。</u></p> <p>三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>・「手順書が利用できる体制にあること」：パブリックコメントに対する見解にて、「手順書の作成を要求したのではなく、個別業務の実施に当たって何らかの手順書を作成した場合には、それを利用</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
			きる体制であることを要求したものである。」とされている。
<p>7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認および要員の適格性確認</p> <p>c) 所定の方法および手順の適用</p> <p>d) 記録に関する要求事項（4. 2. 4参照）</p> <p>e) 妥当性の再確認</p>	<p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>	<p>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)</p> <p>第四十条 発電用原子炉設置者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。</p> <p>一 当該プロセスの照査及び承認のための判定基準</p> <p>二 設備の承認及び職員の適格性の確認</p> <p>三 方法及び手順</p> <p>四 第七条に規定する記録に係る要求事項</p> <p>五 再妥当性確認（個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことをいう。）</p>	<p>・規則反映による追記</p> <p>・規則反映による追記</p> <p>（既にも上に記述しているため記載省略（「アウトプット」））</p> <p>（既にも上に記述しているため記載省略）</p>
<p>7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ</p> <p>(1) 必要な場合には、組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。</p>	<p>7.5.3 識別およびトレーサビリティ</p> <p>(1) 組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) (同左)</p>	<p>(識別)</p> <p>第四十一条 発電用原子炉設置者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び発電用原子炉施設を識別しなければならない。</p>	<p>・規則反映による追記</p> <p>・規則反映による追記</p>
<p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p>	<p>(3) (同左)</p>	<p>(追跡可能性の確保)</p> <p>第四十二条 発電用原子炉設置者は、追跡可能性（履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は発電用原子炉施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。</p>	<p>・「追跡可能性」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「トレーサビリティ」に相当するものである。」とされている。</p> <p>・規則反映による追記（「原子炉施設」）</p>
<p>7. 5. 4 組織外の所有物</p> <p>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p>	<p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>(同左)</p>	<p>(発電用原子炉施設の外部の者の物品)</p> <p>第四十三条 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の外部の者</p>	<p>・「発電用原子炉施設の外部の者の物品」：規則の解釈にて、</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
		<p>の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>「JIS Q9001の「顧客の所有物」に相当するものである。」とされている。</p>
<p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p>	<p>7.5.5 調達製品の保存 (同左)</p>	<p>(調達物品の保持)</p> <p>第四十四条 発電用原子炉設置者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。</p>	
<p>7.6 監視機器および測定機器の管理</p> <p>(1) <u>業務・原子炉施設</u>に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視および測定を業務の計画(7.1参照)に明確にする。また、そのために必要な<u>監視機器および測定機器</u>を明確にする。</p> <p>(2) 組織は、監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、<u>保守</u>および保管において、損傷および劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、および影響を受けた業務・<u>原子炉施設</u>すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p>	<p>7.6 監視機器および測定機器の管理</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>	<p>(監視測定のための設備の管理)</p> <p>第四十五条 発電用原子炉設置者は、<u>個別業務等要求事項</u>への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための<u>設備</u>を明確にしなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用前に、計量の標準（当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。）まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。</p> <p>二 所要の調整又は再調整がなされていること。</p> <p>三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>五 取扱い、<u>維持</u>及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。</p> <p>5 発電用原子炉設置者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は<u>発電用原子炉施設</u>について、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>6 発電用原子炉設置者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>・規則反映による追記</p> <p>・「設備」：パブリックコメントに対する見解にて、「ISOの「監視機器及び測定機器」と同意とのことで良い。」とされている。</p> <p>・「維持」：パブリックコメントに対する見解にて、「JEAC4111の「保守」と同意とのことで良い。」とされている。</p> <p>・規則反映による追記</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>	<p>(4) (同左)</p>	<p>7 発電用原子炉設置者は、個別業務等要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。</p>	
<p>8. 評価および改善</p>	<p>8. 評価および改善</p>	<p>第六章 監視測定、分析及び改善</p>	
<p>8. 1 一般</p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。</p>	<p>8.1 一般</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>	<p>(監視測定、分析及び改善)</p> <p>第四十六条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し（適用する検査試験の方法（統計学的方法を含む。）及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）、実施しなければならない。</p> <p>一 <u>個別業務等要求事項への適合性を実証すること。</u></p> <p>二 <u>品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。</u></p>	<p>・規則反映による追記</p> <p>(既に上記に記述しているため記載省略（「品質マネジメントシステム」）)</p> <p>・「実効性を維持する」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効性を継続的に改善する」に相当するものである。」とされている。</p>
<p>8. 2 監視および測定</p> <p>8. 2. 1 原子力安全の達成</p> <p>組織は、<u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。</u>この情報の入手および使用の方法を社内規定に定める。</p>	<p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>(同左)</p>	<p>(発電用原子炉施設の外部の者からの意見)</p> <p>第四十七条 発電用原子炉設置者は、<u>品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する発電用原子炉施設の外部の者の意見を把握しなければならない。</u></p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。</p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略)</p> <p>・「発電用原子炉施設の外部の者の意見を把握」：規則の解釈にて、「例えば、「地元自治体及び地元住民が保安活動に対し、どのような意見を持っているか把握するための活動」がある。」とされている。</p>
<p>8. 2. 2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で社内規定に基づき、客観的な評価を行う部門による内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画（7. 1参照）に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持</u></p>	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) (同左)</p>	<p>(内部監査)</p> <p>第四十八条 発電用原子炉設置者は、<u>品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定めた間隔で、客観的な評価を行う部門又は発電用原子炉施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。</u></p> <p>一 <u>個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。</u></p> <p>二 <u>実効性のある実施及び維持がなされていること。</u></p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略（「品質マネジメントシステム」）以下同じ。)</p> <p>・規則反映による追記</p> <p>・「実効性のある実施及び維持</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
<p>されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定するために、内部監査に関する社内規定を確立する。</p> <p>(4) 監査およびその結果の記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める（8. 5. 2参照）。</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>	<p>2 発電用原子炉設置者は、内部監査の対象となるプロセス、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。</p> <p>5 発電用原子炉設置者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。</p> <p>6 発電用原子炉設置者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。</p> <p>7 発電用原子炉設置者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。</p>	<p>がなされている」：規則の解釈にて、「J I S Q 9 0 0 1 で使用されている「品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されている」に相当するものである。」とされている。</p> <p>・規則反映による追記</p>
<p>8. 2. 3 プロセスの監視および測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。</p>	<p>8.2.3 プロセスの監視および測定</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>	<p>(プロセスの監視測定)</p> <p>第四十九条 発電用原子炉設置者は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略)</p>
<p>8. 2. 4 検査および試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、検査および試験に関する社内規定に基づき、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画（7. 1参照）に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4. 2. 4参照）。</p> <p>(2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。</p>	<p>8.2.4 検査および試験</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>	<p>(発電用原子炉施設に対する検査試験)</p> <p>第五十条 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設が要求事項に適合していることを検証するために、発電用原子炉施設に対して検査試験を行わなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（「原子炉施設」以下同じ。）</p> <p>・「検査試験を行う者を定めなければならない」：パブリック</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
<p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>	<p>3 発電用原子炉設置者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 発電用原子炉設置者は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。</p> <p>6 発電用原子炉設置者は、個別業務及び発電用原子炉施設の重要度に応じて、<u>検査試験を行う者を定めなければならない</u>。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。</p>	<p>クコメントに対する見解にて、「J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 の要求事項の、「検査及び試験要員の独立の程度を定めなければならない」と同等と理解してよい。」とされている。</p>
<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限を規定するために、不適合管理に関する社内規定を確立する。</p> <p>(3) ▲発電所長は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。</p> <p>a) 発電所の要員は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長（品質保証）に提出する。</p> <p>b) 課長（品質保証）は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へインプットする。</p> <p>c) 品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主査として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。</p> <p>(4) 該当する場合には、組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影</p>	<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>島根原子力</u>発電所長は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。</p> <p>a) 発電所の要員は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長（品質保証）に提出する。</p> <p>b) 課長（品質保証）は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へインプットする。</p> <p>c) 品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主査として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。</p> <p>(4) (同左)</p>	<p>(不適合の管理)</p> <p>第五十一条 発電用原子炉設置者は、要求事項に適合しない個別業務又は<u>発電用原子炉施設</u>が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は<u>発電用原子炉施設</u>を識別し、これが管理されているようにしなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。</p> <p>一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>二 個別業務の実施、発電用原子炉施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>三 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その</p>	<p>・規則反映による追記</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
<p>響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(5) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(6) 不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p> <p>(7) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、社内規定に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p>	<p>不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を講ずること。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 発電用原子炉設置者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更</p>
<p>8. 4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、社内規定に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8. 2. 1参照）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合（8. 2. 3および8. 2. 4参照）</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向（8. 2. 3および8. 2. 4参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7. 4参照）</p>	<p>8.4 データの分析</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>	<p>(データの分析)</p> <p>第五十二条 発電用原子炉設置者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。</p> <p>一 第四十七条第二項の規定による方法により収集する発電用原子炉施設の外部の者からの意見</p> <p>二 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>三 プロセス、発電用原子炉施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>四 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略（「品質マネジメントシステム」）以下同じ。)</p> <p>・「適切かつ実効性」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「適切性及び有効性」に相当するものである。」とされている。</p> <p>・「実効性の改善」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効性の継続的改善」に相当するものである。」とされている。</p> <p>・規則反映による追記（「原子炉施設」）</p> <p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更</p>
<p>8. 5 改善</p> <p>8. 5. 1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p>	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>(同左)</p>	<p>(改善)</p> <p>第五十三条 発電用原子炉設置者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。</p>	<p>(既に上記に記述しているため記載省略（「レビュー」、「品質マネジメントシステム」）)</p> <p>・「実効性を維持する」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効性を継続的に改善する」に相当するものである。」とされている。また、パブリックコメント「他の条項では、JEAC4111の「有効性」を「実</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
			効性」として書き換えられているが、ここだけ「妥当性」が加わり「妥当性及び実効性」となっている。両者は同意とすることで良いか。」に対する見解は、「御意見のとおりの解釈で結構です。」とされている。
<p>8. 5. 2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、再発防止のため、社内規定に基づき、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（J E A C 4 1 1 1 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定するために、是正処置に関する社内規定を確立する。</p> <p>a) 不適合の<u>レビュー</u></p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定および実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録（4. 2. 4 参照）</p> <p>f) とった是正処置の<u>有効性のレビュー</u></p>	<p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>	<p>(是正処置)</p> <p>第五十四条 発電用原子炉設置者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。</p> <p>一 不適合の<u>照査</u></p> <p>二 不適合の原因の明確化</p> <p>三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価</p> <p>四 所要の是正処置（文書の更新を含む。）の明確化及び実施</p> <p>五 是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録</p> <p>六 講じた是正処置及びその<u>実効性</u>についての<u>照査</u></p>	<p>・規則反映による追記</p> <p>・「実効性」：規則の解釈にて、「J I S Q 9 0 0 1 で使用されている「有効性」に相当するものである。」とされている。（既に上記に記述しているため記載省略（「レビュー」））</p>
<p>8. 5. 3 予防処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（<u>良好事例を含む。</u>）および他の施設から得られた知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、社内規定に基づき、その原因を除去する処置を決める。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（J E A C 4 1 1 1 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定するために、予</p>	<p>8.5.3 予防処置</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>	<p>(予防処置)</p> <p>第五十五条 発電用原子炉設置者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならない。この場合において、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、次に掲げる要求事項（根本原因分析に係る要求事項を含む。）を定めた予防処置手順書を作成しなけ</p>	<p>・規則の解釈の反映</p> <p>（「保安活動の実施によって得られた知見」とは、例えば、「不適合管理及び是正処置に関する活動を通して得られた知見の他、良好事例から得られた知見」をいう。）</p>

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
<p>防処置に関する社内規定を確立する。</p> <p>a) 起こり得る不適合およびその原因の特定</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定および実施</p> <p>d) とった処置の結果の記録（4. 2. 4 参照）</p> <p>e) とった予防処置の<u>有効性のレビュー</u></p>		<p>ればならない。</p> <p>一 起こり得る不適合及びその原因の明確化</p> <p>二 予防処置の必要性の評価</p> <p>三 所要の予防処置の明確化及び実施</p> <p>四 予防処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録</p> <p>五 講じた予防処置及びその<u>実効性</u>についての<u>照査</u></p>	<p>・「実効性」：規則の解釈にて、「JIS Q9001で使用されている「有効性」に相当するものである。」とされている。</p> <p>（既に上記に記述しているため記載省略（「レビュー」））</p>
<p>（保安に関する組織）</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>			

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（<u>発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。</u>）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、<u>第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）</u>および<u>第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、</u>関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、<u>第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）</u>および<u>第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、</u>保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. 考査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p>4. グループ経営推進部門長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部部長（原子力品質保証）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>6. 電源事業本部部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>7. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>8. 電源事業本部部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>9. 電源事業本部部長（電源土木）は、<u>原子力発電設備</u>に関する土木業務を統括する。</p> <p>10. 電源事業本部部長（原子力建築）は、<u>原子力発電設備</u>に関する建築業務を統括する。</p> <p>11. 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には原子炉主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>12. 品質保証部長は、課長（品質保証）および課長（原子力研修）</p>	<p>5.5 責任・権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限</p> <p>(2) 保安に関する職務は以下のとおりである。</p> <p>① 社長は、<u>島根原子力</u>発電所（以下「発電所」という。）における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、<u>関係法令および保安規定の遵守を確実に</u>行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>② 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、<u>保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実に</u>行うための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>③ 考査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。④ グループ経営推進部門長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>⑤ 電源事業本部部長（原子力品質保証）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>⑥ 電源事業本部部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>⑦ 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>⑧ 電源事業本部部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>⑨ 電源事業本部部長（電源土木）は、<u>原子炉施設</u>に関する土木業務を統括する。</p> <p>⑩ 電源事業本部部長（原子力建築）は、<u>原子炉施設</u>に関する建築業務を統括する。</p> <p>⑪ <u>島根原子力</u>発電所長は、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には原子炉主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>⑫ 品質保証部長は、課長（品質保証）および課長（原子力研修）</p>		

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
<p>の所管する業務を統括する。</p> <p>13. 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）、課長（放射線管理）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。</p> <p>14. 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>15. 保修部長は、課長（保修管理）、課長（保修技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木建築）および課長（SA工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p> <p>16. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および定期事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>17. 課長（原子力研修）は、保安教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>18. 総務課長は、▲調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p> <p>19. 課長（技術）は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>20. 課長（燃料技術）は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>21. 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>22. 課長（建設管理）は、3号炉原子炉施設の試運転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う。</p> <p>23. 課長（第一発電）は、1号炉および2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>24. 課長（第二発電）は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>25. 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）または課長（第二発電）（以下「課長（発電）」という。）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>26. 課長（保修管理）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>27. 課長（保修技術）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p>28. 課長（電気）は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>29. 課長（計装）は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち計測</p>	<p>の所管する業務を統括する。</p> <p>⑬ 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）、課長（放射線管理）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。</p> <p>⑭ 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>⑮ 保修部長は、課長（保修管理）、課長（保修技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木建築）および課長（SA工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p> <p>⑯ 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および定期事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>⑰ 課長（原子力研修）は、保安教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>⑱ 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p> <p>⑲ 課長（技術）は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>⑳ 課長（燃料技術）は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>㉑ 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>㉒ 課長（建設管理）は、3号炉原子炉施設の試運転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う。</p> <p>㉓ 課長（第一発電）は、1号炉および2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>㉔ 課長（第二発電）は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>㉕ 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）または課長（第二発電）▲のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>㉖ 課長（保修管理）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>㉗ 課長（保修技術）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p>㉘ 課長（電気）は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>㉙ 課長（計装）は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち計測</p>		

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備考
<p>制御設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>30. 課長（3号電気）は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>31. 課長（原子炉）は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>32. 課長（タービン）は、1号炉および2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>33. 課長（3号機械）は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>34. 課長（土木建築）は、原子炉施設の建物・構築物の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p>35. 課長（SA工事プロジェクト）は、過酷事故対策工事に関する業務を行う。</p> <p>36. 課長（核物質防護）は保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>37. 第16項から第36項に定める職位（第25項の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）および当直長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>38. 各課長および当直長は、第16項から第37項に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長および当直長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>39. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p>（原子炉主任技術者の職務等）</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領」に基づき次の職務を遂行する。</p> <p>（1）原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。</p> <p>（2）表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>（3）表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>（4）表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>（5）第120条（報告）第1項に基づき報告を受けた場合、自らの責任において、事態を確認し、その確認したところに従い正確な情報を社長に直接報告する。</p> <p>（6）保安の監督状況について、定期的および必要に応じて社長</p>	<p>制御設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>③⑩ 課長（3号電気）は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>③⑪ 課長（原子炉）は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>③⑫ 課長（タービン）は、1号炉および2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>③⑬ 課長（3号機械）は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>③⑭ 課長（土木建築）は、原子炉施設の建物・構築物の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p>③⑮ 課長（SA工事プロジェクト）は、過酷事故対策工事に関する業務を行う。</p> <p>③⑯ 課長（核物質防護）は保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>③⑰ ①⑬から③⑯に定める職位（②⑮の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）および当直長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>③⑱ 各課長および当直長は、①⑬から③⑰に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長および当直長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>③⑲ その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p>④⑰ 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領」に基づき職務を遂行する。</p>		

保安規定（第69次改正）	固体廃棄物貯蔵所D棟新築工事 工事計画変更届出書（補正後）	品質管理技術基準規則	備 考
<p>へ直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会，保安運営委員会へ出席しなければならない。</p> <p>(8) その他，原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉施設の運転に従事する者は，<u>原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</u></p> <p><u>（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）</u></p> <p><u>第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は，電気事業法第43条に基づき電気工作物の工事，維持および運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし，次の職務を遂行する。</u></p> <p><u>（1）電気工作物の工事，維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては，必要に応じて工事，維持および運用に従事する者へ指示，指導・助言する。また，電気事業法および原子炉等規制法に基づく工事計画の申請・届出を必要とする工事の場合，手続きが行われたことを確認する。</u></p> <p><u>（2）電気工作物の工事，維持および運用に関し，保安上必要な場合には，工事，維持および運用に従事するものに対し指示，指導・助言を行う。</u></p> <p><u>（3）溶接事業者検査および定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分にしたがって，検査の指導，監督を行う。</u></p> <p><u>（4）所管官庁が法令に基づき行う立入検査には，原則として立会う。</u></p> <p><u>（5）所管官庁が法令に基づき行う使用前検査，施設定期検査（以下，「定期検査」という。）には，あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。</u></p> <p><u>（6）あらかじめ定める記録の内容を確認する。</u></p> <p>2. 電気工作物の工事，維持または運用に従事する者は，<u>電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</u></p> <p><u>（原子炉主任技術者，電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の情報共有）</u></p> <p><u>第9条の3 原子炉主任技術者，電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者（以下，「主任技術者」という。）は，適宜，相互の職務について情報を共有し，意思疎通を図る。</u></p>	<p>④① 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は，電気工作物の工事，維持および運用に関し保安の監督を誠実に，行うことを任務とし，「主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領」に基づき職務を遂行する。</p> <p>④② 原子炉主任技術者，電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は，適宜，相互の職務について情報を共有し，意思疎通を図る。</p>		